

「外国企業の日本への誘致に向けた５つの約束」の進捗状況（2015 年度末時点）

項目	2015 年度末までの進捗状況	2016 年度以降実施予定の取組	担当省庁
一つ目の約束			
小売業の多言語化 < 店内表示 > ○ ニーズ調査を踏まえ 2015 年度に指針作成。 < 電子端末の活用 > ○ 2015 年度早期に検討会立ち上げ、2015 年度内に標準仕様の策定を目指す。	< 店内表示 > 自主的に店内表示の多言語対応に取り組む事業者約 10 社、外国人の購買環境に詳しい事業者約 5 社からヒアリングを実施。また、外国人の買物時におけるニーズを外国人へのグループインタビューにより調査。さらに全国 3 箇所での関係事業者に対する説明会を行った上で、「小売業の店内多言語化にかかるガイドライン」を作成した。 < 電子端末の活用 > ○ 消費財メーカー、卸小売事業者による「製・配・販連携協議会」に 2015 年 7 月、商品情報多言語 WG を新設し、2015 年 10 月に第 1 回、2016 年 1 月に第 2 回を開催。対応すべき言語（英語、中国語、韓国語等）や対象商品（化粧品、医薬品等）、提供項目（商品分類、商品名、商品説明等）等について整理した。	< 店内表示 > ○ 2016 年度春より経済産業省 HP において公表し、普及を行っていく。 < 電子端末の活用 > ○ 今後、データベース管理や商品情報提供システム（QR コード等）等について検討を行い、2017 年 7 月までにガイドライン策定・提案を目指す。	経済産業省

項目	2015 年度末までの進捗状況	2016 年度以降実施予定の取組	担当省庁
医療の多言語化 < 医療通訳 > ○ 医療通訳等が配置された拠点病院を 2020 年度までに 30 か所整備することを目指す < 国家戦略特区 > ○ 外国医師に関する特例を拡充	< 医療通訳 > ○ 2015 年 7 月、拠点病院を新たに 9 か所選定し、累計で 19 か所整備した。 < 国家戦略特区 > ○ 2015 年 7 月、研修目的の外国人医師を受け入れる「臨床修練制度」を大規模病院のみならず診療所にも実施可能とする改正国家戦略特区法が成立（2015 年 9 月施行）。 ○ 2015 年 11 月に、粒子線治療の研修を受ける外国人医師の在留期間を 1 年から 2 年に延長できるとし、関西圏が同事業を記載した区域計画の認定を受けた。2016 年 1 月より外国医師の受入態勢の整備を開始。 ○ 東京圏において、2015 年 6 月に区域計画認定済みの「二国間協定に基づく外国医師の業務解禁」に関して、2015 年 12 月に外国医師 2 名が、英語による医師国家試験に合格。	< 医療通訳 > ○ 平成 28 年度予算案に関連予算（10 か所分）を計上しており、2016 年 4 月以降、対象医療機関を公募により選定予定。 < 国家戦略特区 > ○ 各地域による特例活用の意向に応じて、今後実施を検討予定。 ○ 研修人材の選考・決定等を行い、2016 年 7 月より粒子線医療研修を開始予定。 ○ 今後、東京圏国家戦略特区の二ーズを踏まえ、医師に係る二国間協定の対象国の拡大に向けた交渉を進めることになる。 2016 年 4 月より、外国医師による外国人患者の診察を開始予定。	内閣府（地方創生推進室） 厚生労働省

項目	2015 年度末までの進捗状況	2016 年度以降実施予定の取組	担当省庁
飲食店の多言語化 < 多言語対応促進のためのセミナー > ○ メリット周知、先進事例紹介等のセミナー開催。 < 地方の食の情報発信 > ○ 地方の食を多言語で情報発信。	< 多言語対応促進のためのセミナー > ○ 全国 7 か所（三重、石川、香川、広島、長崎、北海道、仙台）において飲食店等を対象に多言語対応研修セミナーを開催。 同セミナーにおいて、多言語対応のためのツールや声掛け会話集などを紹介するとともに、これらの内容を周知するための「インバウンド対応ガイドブック」を作成、公表。 < 地方の食の情報発信 > ○ 農水省による地方の料理についての紹介サイトである「郷土料理ものがたり」について、英語版その他 9 言語を掲載した。	< 多言語対応促進のためのセミナー > ○ 左記ガイドブックの普及を図るとともに、2016 年度以降も同様にセミナーを実施（全国 3 か所：開催地未定）の予定。 < 地方の食の情報発信 > ○ 「食と農の景勝地」として 2016 年 11 月にも第一号を認定し、海外の人達に対して地域の食を楽しむ情報を英語その他の外国語で発信予定。また「郷土料理ものがたり」については継続。	農林水産省 国土交通省
道路・公共交通機関の多言語化 < ガイドラインの実行促進 > ○ 「観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のためのガイドライン」について、実施状況を確認し、実行されていない部分を 2017 年度までに	< ガイドラインの実行促進 > ○ 道路、公共交通機関、観光地（自然公園、美術館・博物館）を対象に、多言語対応の現状についてアンケート調査等を実施、多言語対応状況を定量的に把握。 ○ 2017 年度までに実行するための対策を 2015 年度	< ガイドラインの実行促進 > ○ 取りまとめた対策を各省庁において実行に移していく。	国土交通省

項目	2015 年度末までの進捗状況	2016 年度以降実施予定の取組	担当省庁
実行するための対策を 2015 年度内を目途にとりまとめ。	内に国土交通省、環境省、文部科学省、文化庁で取りまとめ。		
多言語音声翻訳 < 多言語音声翻訳システム > ○ 今後 5 年間、研究開発・社会実証。2020 年までに実用レベルの多言語音声翻訳システムを 10 言語に拡大。	< 多言語音声翻訳システム > ○ 国立研究開発法人情報通信研究機構が、2015 年 10 月、従来の日英中韓に加え、スペイン、フランス、タイ、インドネシア、ベトナム、ミャンマー語の 10 言語の旅行会話の翻訳を比較的精度よく実現した多言語音声翻訳アプリの最新バージョンを公開（これまでのダウンロード数：約 18 万件（2016 年 1 月 31 日時点））。	< 多言語音声翻訳システム > ○ 2015 年度から 5 か年の計画で、多言語音声翻訳システムを実用化する上で不可欠な雑音抑圧技術等の研究開発や、医療・タクシー・鉄道・商業施設・観光地等の実際の現場での実証を通じて、それぞれの利用シーンに合わせた多言語音声翻訳システムの実現に向けて取り組んでいく。	総務省
二つ目の約束			
無料公衆無線 LAN < 整備促進 > ○ 無料公衆無線 LAN の整備方針を作成し、エリアオーナーや通信事業者に整備を働きかけ。商業店舗においても整備を働きかけ。	総務省・観光庁と事業者、自治体等で構成する「無料公衆無線 LAN 整備促進協議会」の体制を活用し、以下の取組を推進。 < 整備促進 > ○ 2016 年 1 月 12 日に協議会の第 3 回幹事会を開催し、整備の方向性を決定。通信キャリア、エリアオーナー向けに優良事例等の周知を図っており、2015 年 7 月よりソフトバンクが訪日外国人向け無料 Wi-Fi サービス“FREE Wi-Fi PASSPORT”の提供を開始し、全国 40 万	総務省・観光庁と事業者、自治体等で構成する「無料公衆無線 LAN 整備促進協議会」の体制を活用し、以下の取組を推進。 < 整備促進 > ○ 整備の方向性に基づき、整備コスト軽減策や優良事例等を幅広く集めることで整備促進の働きかけに繋げていく。 また、全国でセミナー等を通じて、エリアオーナー等に優良事例等の周知を行っていく予定。	総務省 国土交通省

項目	2015 年度末までの進捗状況	2016 年度以降実施予定の取組	担当省庁
< 周知・広報 > ○ 利用可能場所についてのシンボルマークの表示、ウェブページ構築 < 利用手続き簡素化 > ○ その場での利用手続きや訪日前の利用手続きを可能にする。 ○ エリアオーナーが異なる場合でも一度の手続きで利用できるようにする。 ○ 簡素化した利用手続きについてウェブページ等で発信。	スポットで利用可能。その他、2015 年 12 月現在、NTT BP が全国 13.8 万スポット、ワイヤ・アンド・ワイヤレスが全国 20 万スポットで提供中。 < 周知・広報 > ○ 2015 年 4 月より、日本政府観光局のウェブサイト上に無料公衆無線 LAN スポットを紹介するページを開設。2016 年 1 月に申請者が申請時に一括登録できるシステムの導入等ウェブサイトのバージョンアップを実施。登録情報数も約 4 万から約 12 万に増加。 < 利用手続き簡素化 > ○ 利用しやすく安全な公衆無線 LAN 環境の実現に向けて、訪日外国人に対する無料公衆無線 LAN サービスの利用開始手続きの簡素化・一元化の実現等に向けた取組方針を策定し 2016 年 2 月 19 日に公表するとともに、利用開始手続きの簡素化・一元化に係る実証実験を 2016 年 2 月 22 日から開始。	< 周知・広報 > ○ 共通シンボルマーク (Japan.Free Wi-Fi) の普及促進を図るため、全国でセミナー等を通じて自治体や民間事業者への当該マークの登録申請の働きかけを行っていく。 < 利用手続き簡素化 > ○ 2016 年 4 月以降、実証実験の技術仕様について検証を行い、夏頃、実証した技術の本格導入を目指す。	

項目	2015 年度末までの進捗状況	2016 年度以降実施予定の取組	担当省庁
三つ目の約束			
地方空港におけるビジネスジェット受入れ < 審査ブース増設・増員 > Ø 地方空港について、2015 年度に審査ブース増設、増員。 < C I Q の連絡期限半減 > Ø C I Q が常駐していない空港について、事前連絡期限を 1 週間前に半減することについて検討し、2015 年度内を目途に結論。	< 審査ブース増設・増員 > Ø 今年度、14 空港で 44 ブースを増設した。また、入国審査官の増員については、2015 年 7 月に緊急増員として地方空港を管轄する出張所に 15 名増員したほか、審査機動班として 2 官署に 20 名を措置し、配置を完了している。さらに 2015 年 12 月に、関西空港及び那覇空港について 57 名の緊急増員を実施し、2015 年度中に配置した。 < C I Q の連絡期限半減 > Ø 2016 年 3 月に事務連絡を発出し、C I Q の連絡期限を原則半減することについて、関係事業者に周知。	< 審査ブース増設・増員 > Ø 4 空港で 6 ブースを増設するのに必要な経費が平成 27 年度補正予算に計上されており、可能な限り早期の実施を目指す。 < C I Q の連絡期限半減 > (対応済み) < 参考 > 2016 年 4 月 (予定) 羽田空港においてビジネスジェットの受入れ環境の改善として以下の取り組みを実施。 ・ビジネスジェット用の発着枠の拡大 ・公用機等と発着枠の申請が競合した場合	法務省 財務省 厚生労働省 農林水産省 国土交通省

項目	2015 年度末までの進捗状況	2016 年度以降実施予定の取組	担当省庁
		の優先順位の引き上げ ・ 駐機可能スポットの増設 など	
出入国審査の迅速化・円滑化 < 審査ブース増設・増員 > ○ 2015 年度に入国審査官 202 名増員、審査ブース増設。計画的に体制整備し、2016 年度に審査待ち時間を最長 20 分以下にすることを目指す。 < 顔認証 > ○ 日本人の出入国審査への顔認証技術導入を速やかに検討。	< 審査ブース増設・増員 > (前掲) < 顔認証 > ○ 技術的課題を検討中	< 審査ブース増設・増員 > (前掲) < 顔認証 > ○ 顔認証技術導入に向けて、最適な導入台数、設置レイアウト等に係る調査を 2016 年度に実施する。	法務省
四つ目の約束			
外国人留学生の就職 < 企業・大学間の情報提供強化 > ○ 2015 年度内に、企業と大学が直接コンタクトするルートを通じ情報提供する取組を強化すべく、大学・経済団体に働きかけ。	< 企業・大学間の情報提供強化 > ○ 2015 年 8 月、大学における外国人留学生就職支援担当部署一覧(約 1,200 校分) を文科省の HP に掲載した。	< 企業・大学間の情報提供強化 > ○ 大学における外国人留学生就職支援担当部署一覧の文科省 HP 掲載について、各地域における留学生関係の会議等において周知を行う。	文部科学省 厚生労働省 経済産業省

項目	2015 年度末までの進捗状況	2016 年度以降実施予定の取組	担当省庁
○ 留学生支援ネットワークの活動推進。 < セミナー等の開催 > ○ 今夏までに新たにセミナーやマッチングイベントを開催。 < 外国人雇用サービスセンター等の活用 > ○ 外国人雇用サービスセンターや新卒応援ハローワークの留学生コーナーへの求人・求職情報の集約、マッチング強化	○ 2015 年夏にセミナー等で留学生支援ネットワークについて周知を実施。 (参考) 同ネットワークの活動実績推移 加入大学：56 校 (2015 年 1 月時点) 71 校 (2016 年 2 月時点) 登録留学生：約 1500 人 (2015 年 1 月時点) 約 2000 人 (2016 年 2 月時点) 登録企業：約 250 社 (2015 年 1 月時点) 約 700 社 (2016 年 2 月時点) < セミナー等の開催 > ○ 東京労働局の主催により、外国人留学生向けの就職面接会を 2015 年 8 月、10 月に開催。のべ 170 社、1800 名が参加した。また、2016 年 3 月にも開催。 < 外国人雇用サービスセンター等の活用 > ○ セミナー参加企業等約 650 社に対して、外国人留学生の採用意向に関するアンケート調査を行い、意思のある企業情報を外国人雇用サービスセンター、留学生コーナーと共有した。	○ 引き続き留学生支援ネットワークの大学・企業等への周知を図る。 < セミナー等の開催 > ○ 2016 年度は 7 月に開催予定。また、東京以外の地方でも開催予定。 < 外国人雇用サービスセンター等の活用 > ○ 2016 年度、留学生コーナーの設置個所を 13 か所 → 16 か所と拡充予定。	

項目	2015 年度末までの進捗状況	2016 年度以降実施予定の取組	担当省庁
インターナショナルスクール ＜設置認可基準の緩和促進＞ ○ 都道府県に対して設置認可基準等の緩和を促す。	＜設置認可基準の緩和促進＞ ○ 2015 年 7 月、文科省より都道府県に対し、インターナショナルスクールの各種学校設置認可基準の弾力化を要請する通知を発出した。 2016 年 1 月、東京都が建物・土地の賃貸借要件を 20 年から 10 年へ短縮。	＜設置認可基準の緩和促進＞ ○ 引き続き、インターナショナルスクールの各種学校設置認可等を促進するため、必要に応じ、各都道府県における検討状況の把握を行う。	文部科学省
小学校の英語授業 ＜ALT の活用促進＞ ○ JET プログラムの充実等を通じ、地方自治体に ALT（外国人指導助手）の活用を促し、2019 年度までに小学校の 100%に ALT を配置することを目指す。	＜ALT の活用促進＞ ○ JET プログラムによる外国語指導助手は、2014 年度 4,101 人→2015 年度 4,404 人と増加した。 ○ 小学校における ALT 活用人数は、2013 年 12 月時点 7,735 人→2014 年 12 月時点 10,163 人と増加。	＜ALT の活用促進＞ ○ JET プログラムによる外国語指導助手を、2019 年度までに 6,400 人以上とすることを目指す。 ○ JET プログラム 30 周年（2016 年）の機会に地方公共団体や教育関係者などに制度の PR を行い JET-ALT 活用の更なる促進を図る。	総務省 外務省 文部科学省
五つ目の約束			
企業担当制 ＜企業担当制＞ ○ 重要な投資をした外国企業に副大臣を相談相手としてつける企業担当制の創設。	＜企業担当制＞ ○ 2016 年 1 月 7 日に対日直接投資推進タスクフォースにおいて企業担当制の実施について決定。 ○ 2016 年 1 月 7 日から 2 月 12 日にかけて、外国企業の公募を実施。2016 年 3 月、対象企業を選定。	＜企業担当制＞ ○ 2016 年度以降、適宜相談対応を実施。	内閣府（対日直接投資推進室） 外務省 経済産業省 / ジェトロ

項目	2015 年度末までの進捗状況	2016 年度以降実施予定の取組	担当省庁
自治体との連携 < 国と自治体との情報連携 > ○ 「地域経済グローバル循環創造事業」の中で、対日直接投資促進に関する情報が全ての自治体に届く仕組みを整備。総務省の「一斉調査システム」等を活用し、自治体の要望を把握。	< 国と自治体との情報連携 > ○ 地域への企業誘致等を推進するため、「地域経済グローバル循環創造ポータルサイト」を構築し、2015 年 8 月から稼働を開始。JETRO・中小機構と連携して、対日直接投資促進に関する情報を全国の自治体と共有できるようにした。	< 国と自治体との情報連携 > ○ 「地域経済グローバル循環創造ポータルサイト」について、平成 28 年度予算において多言語化のための予算を計上するとともに、データの充実等を図ることで、ポータルサイトの更なる活用を促進する。 ○ 「一斉調査システム」等も活用しながら、地方自治体との更なる情報共有を図る。	総務省
投資誘致機関の体制整備 / 広報 < ジェトロの体制整備 > ○ ジェトロに誘致専門チームを整備	○ ジェトロの 2015 年度目標と達成状況（2016 年 3 月 29 日時点） ・支援案件数：1,605 件（目標 1,200 件） ・誘致成功件数：160 件（目標 110 件） < ジェトロの体制整備 > ○ ジェトロにおける誘致専門のスタッフを 120 名（2014 年度）から 168 名（2015 年度）に増員（うち外国企業誘致に関して知識・ノウハウ・ネットワークを有する産業スペシャリスト（外部専門家）・誘致専門員で 60 人から 92 人） ○ 進出済みの外資系企業の二次投資を誘致するための「外資系企業支援課」をジェトロ本部に新設。	○ ジェトロの 2016 年度目標 ・支援案件数：1,200 件 ・誘致成功件数：115 件 < ジェトロの体制整備 > ○ 海外各地域の特性や事業環境に応じて、北米、西欧、アジア（中国、シンガポール、インド等）の主要事務所に外国企業の誘致活動を担う専門人材や有望企業へのアプローチを担う外部人材を 4 月以降順次配置していく。 ○ 地域における外国企業の受け入れ体制を強化するべく、外資系企業の集積地等にある国内事務所	内閣府（対日直接投資推進室） 総務省 経済産業省 / ジェトロ

項目	2015 年度末までの進捗状況	2016 年度以降実施予定の取組	担当省庁
< 自治体との連携 > ○ 「地域経済グローバル循環創造事業」等によりジェトロと自治体との情報共有、連携強化。	○ ジェトロ本部に「国別デスク」を設置し、米国人、シンガポール人、中国人、台湾人、韓国人のスタッフを配置。 < 自治体との連携 > ○ 「地域経済グローバル循環創造ポータルサイト」を活用（再掲）。 ○ 自治体のニーズに応じ、外国企業誘致戦略の策定、トップセールス等の広報・情報発信、個別企業へのアプローチ・立上げ支援等を協働で実施。	に、新たに専門人材を 4 月以降順次配置し、外国企業の立上げ支援・地域における産業集積情報の発信・海外事務所と連携した誘致活動を強化し、地域における外資系企業のネットワーク構築等を行う。 < 自治体との連携 > ○ 「地域経済グローバル循環創造ポータルサイト」を活用等（再掲）。 ○ 「地域経済分析システム（RESAS（リーサス））の英語化を踏まえ、地域の強み分析等に活用し、欧米等主要国・アジア諸国の有力都市や産業クラスターと国内地域のベンチマーク比較により地域の特徴や強みをより明確に PR するなど広報ツールを強化。 ○ 外国企業誘致に積極的な自治体との協働により自治体の外国企業誘致施策のフェーズに応じて、誘致戦略の策定、トップセールス等の広報・情報発信、個別企業へのアプローチ・立上げ支援等を実施。 ○ 自治体において外国企業誘致を担当する職員向けに誘致研修を実施。	

項目	2015 年度末までの進捗状況	2016 年度以降実施予定の取組	担当省庁
< 広報 > Ø 対日直接投資促進の取組について広報。	< 広報 > Ø ジェトロの主催で、対日投資シンポジウム・セミナーをロサンゼルス(総理出席 / 500 名参加) 北京(2 回開催 / 180 名・220 名参加) バンコク(286 名参加) シンガポール(170 名参加) 香港(151 名参加) 広州(103 名参加) 深セン(167 名参加) ニューヨーク(総理出席 / 280 名参加) 台北(240 名参加) ムンバイ(100 名参加) バンガロール(216 名参加) クアラルンプール(278 名参加) 等において開催。 ジェトロ本部主導で開催した主要シンポジウム・セミナーを記載。	< 広報 > Ø 2016 年度においても、北米・欧州・アジアにて対日投資シンポジウム・セミナーを開催し、規制改革によるビジネス環境の改善や日本の投資環境の魅力を発信する。	
子会社設立の円滑化 < 規制の見直し > Ø 代表者となる外国人が日本に居住していなくても会社を設立できるよう規制を見直し。	< 規制見直し > Ø 2015 年 3 月 16 日、関連する課長回答の取扱いを廃止済み。	< 規制見直し > (対応済み)	法務省